

事 案 調 書 (決 定 会 議)

審議日 令和7 年 7 月 10 日

案 件 名	金原地区土地改良事業について							
所 管	環境経済	局 区	経済	部	農政	課 担当者	内線	
事業概要								
金原地区については、将来に亘って農地を保全すべき場所として農業振興とこれを基軸とした地域の活性化を図ることを目指しており、その実現手法として土地改良事業による農業生産基盤の整備を行うこととしている。 現在は、令和5年度に策定した「金原地区土地改良事業基本構想」をもとに、推進委員会等を開催するなど地元の意見を聴取しながら、具体的な取り組みの方向性を定める「事業計画概要書」の策定を進めているところである。 今後の事業化に向けて、事業主体の考え方及び事業費の国・県補助金を除く地元負担分(市及び地権者)の考え方について審議を行うもの。								
審議事項 (庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論)	金原地区土地改良事業の事業化に向けて、次の事項について承認を得るもの。 1 県営土地改良事業について 2 事業費の市負担分の考え方について							
審議結果 (政策課記入)	原案のとおり上部会議に付議する。 ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。							
事業効果 総合計画との関連	事業効果	・基盤整備により、生産性の向上及び農地の保全が図られる ・農地の集積により新規就農者や農業法人等の多様な担い手の参入が可能となる ・非農用地区域を活用し直売所等の設置が可能となり、地域の活性化が図られる						
	効果測定指標	集積が行われた農地面積				施策番号	施策29	
	年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
	事業効果 年度目標	・事業計画概要書策定 ・地権者から意見聴取 ・個別ヒアリングの実施 (市)	・土地改良事業計画書 策定(県) ・事業区域の決定(市)	・農水省ヒアリング ・事業採択申請、採択 (県、市)	・実施 設計 ・工事 (県)	工事 (県)	工事 (県)	
事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工								
○事業スケジュール								
年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
実施 内容								

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
事業費(農林水産費)		102,210	86,000	29,500	42,300	47,900	106,100	82,800
うち任意分			※令和10年度以降の県への市負担金は事業費の(10.0%)で計上する					
特財	国、県支出金	50%		37,500	3,000			
	地方債	90%	10,700			33,570	38,610	90,990
	その他							
一般財源		91,510	48,500	26,500	8,730	9,290	15,110	12,780
うち任意分								
捻出する財源※2								
一般財源拠出見込額		91,510	48,500	26,500	8,730	9,290	15,110	12,780
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要	令和10年度以降の市負担分(工事費等)については、公共事業等債(充当率90%、交付税措置率20%)が見込まれる。							
税源涵養(事業の税收効果)	大街区化された農地において規模拡大農家、農産物直売所・観光農園(交流人口増)による所得向上、農業関連企業参入に伴う税收効果が見込まれる。							

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
実施に係る人工	A	0	2	2	1	1	1	1
局内で捻出する人工※	B							
必要な人工	C=A-B	0	2	2	1	1	1	1
局内で捻出する人工概要	R6年度～R8までの間に職員定数を枠外で1名増を要求している。(R6、R7ゼロ査定)							

SDGs
関連ゴールに○

								
○								
								

日程等
調整事項

条例等の調整

条例

なし

議会提案時期

報道への情報提供

なし

パブリックコメント

なし

時期

議会への情報提供

なし

事前調整、検討経過等

調整部局名等

調整内容・結果

R7.4.22関係課長打合せ会議	・市と地権者負担割について国のガイドラインと異なる割合について、妥当性を示す追加資料を整えて、調整会議に諮る
R7.5.8調整会議	・地権者負担割合の設定理由について精査したうえで、再度審議する。
R7.5.26調整会議	・原案のとおり上部会議に付議する。
R7.6.9決定会議	・負担割合について対外的にも説明できる理由を精査し、再度審議する。

備考

資料のカラーユニバーサルデザイン確認済

金原地区土地改良事業について

(決定会議)



- 1. 事業の取組状況について
- 2. 県営土地改良事業について 【審議事項①】
- 3. 事業費の市負担分の考え方について 【審議事項②】
- 4. 令和8年度の事業予定について
- 5. その他

令和7年7月10日(木) 環境経済局 経済部 農政課

1. 事業の取組状況について (1) 事業概要

(1) 金原地区土地改良事業の概要について

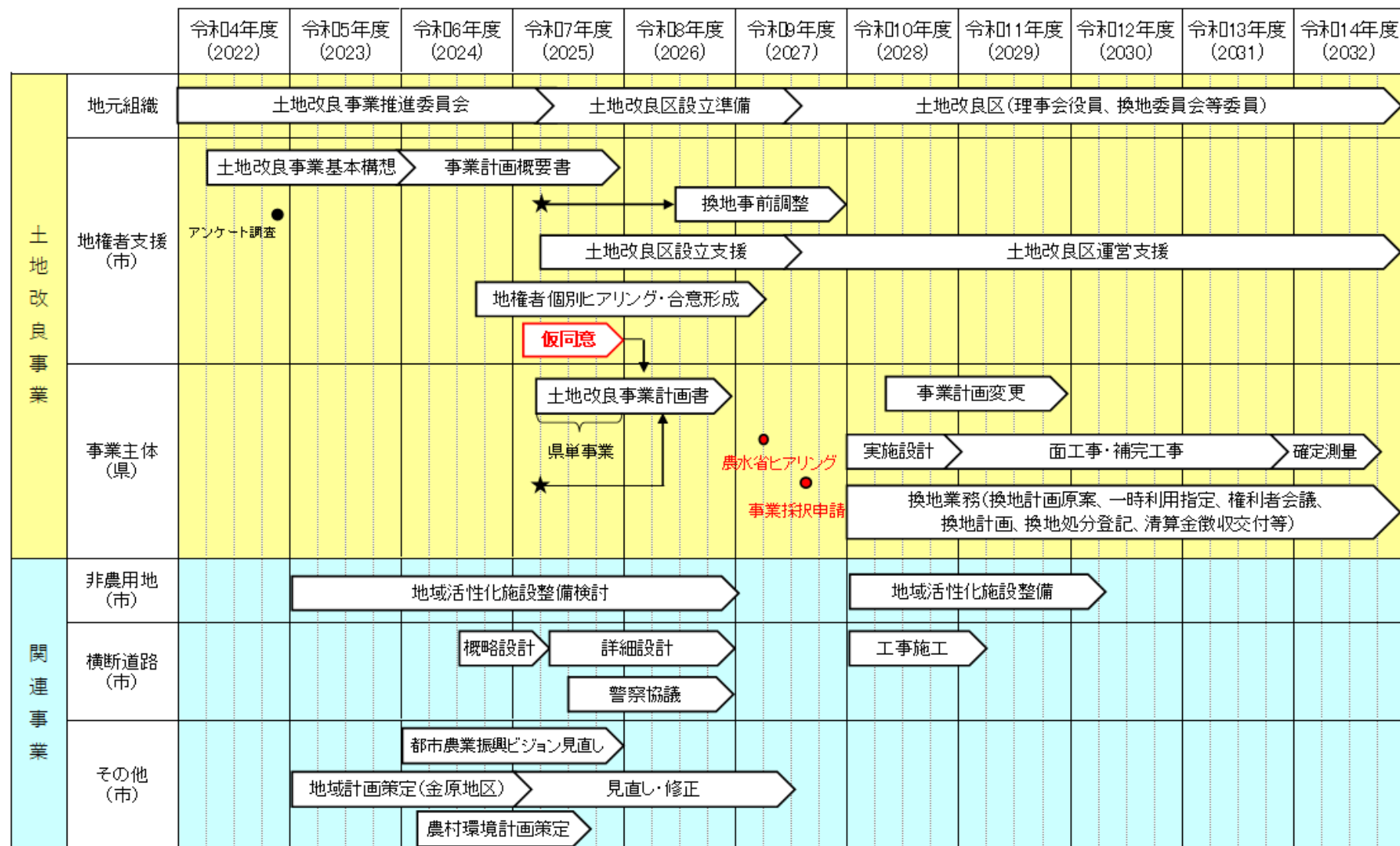
- 場 所：緑区根小屋・長竹地内の約30ha（農業振興地域内の農用地区域）
- 地権者：164人（事業区域内の認定農業者10人）
- 補助事業名：農業競争力強化農地整備事業（国庫55%、県費27.5%補助）
- 総合計画：施策29「持続可能な力強い農業の確立」
- 金原地区土地改良事業基本構想の方針：
 - ①多様な担い手の確保・育成 ②農地の保全・有効活用 ③地産地消の推進 など



【事業効果】

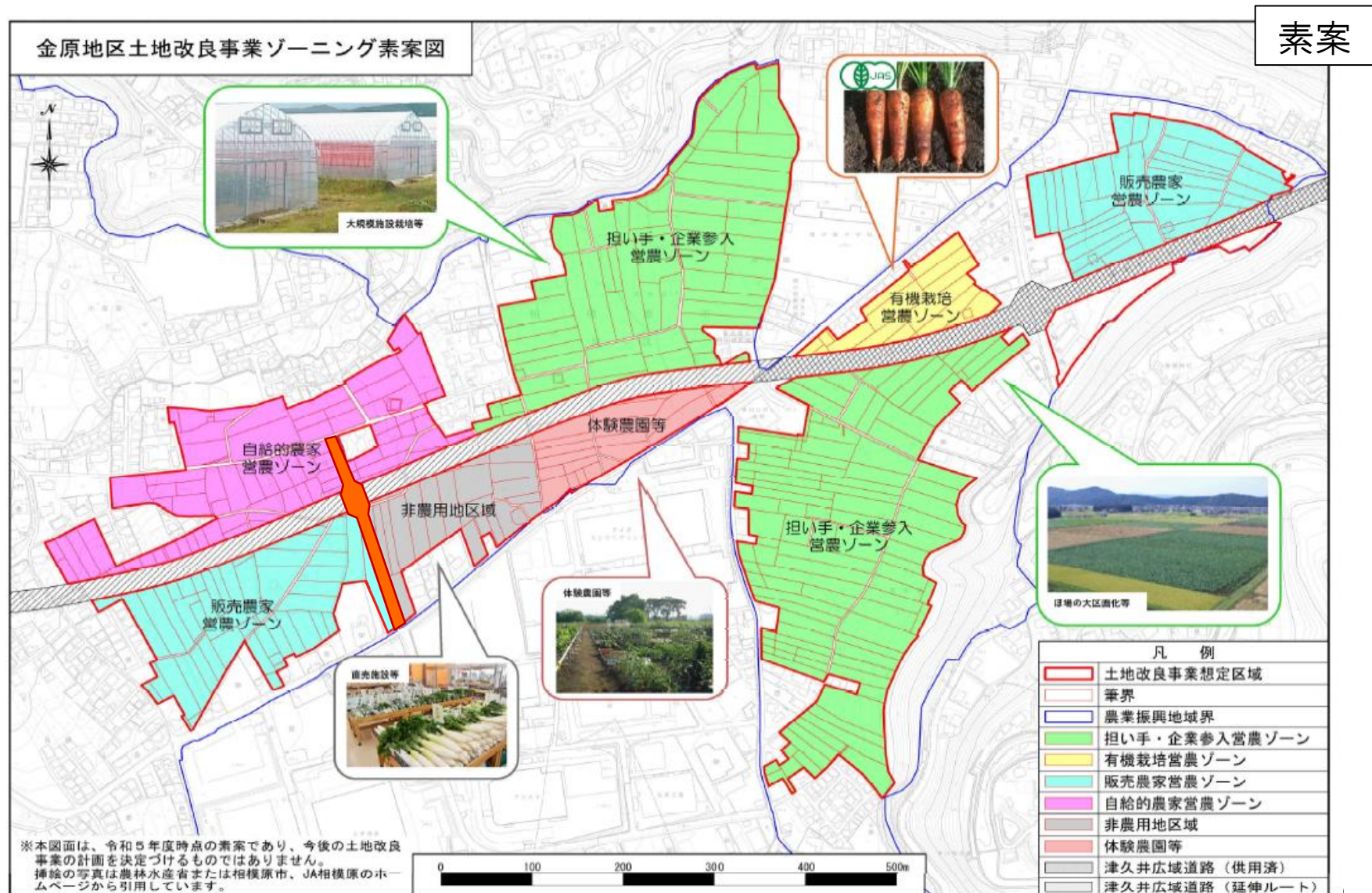
- 基盤整備により、生産性の向上及び農地の保全が図られる
- 農地の集積により新規就農者や農業法人等の多様な担い手の参入が可能となる
- 農産物直売所、農家レストラン、農産物加工施設、農村公園等の設置が可能となり、農村の活性化が図られる

1. 事業の取組状況について (2) 事業スケジュール



※最短のスケジュールを示しており、津久井広域道路の延伸事業、地権者の合意形成や事業の進捗に応じて変更が生じる場合があります。

1. 事業の取組状況について (3) ゾーニング



1. 事業の取組状況について (4) 概算事業費

< 概算工事費の算出（案） >

初案

工種	事業費（千円）	内訳
工事費	1,927,000	基盤整備工 319,700 用水路工 473,400 排水路工 691,800 道路工 442,100
用地補償費	193,000	工事費の10%
測量試験費	193,000	工事費の10%
工事雑費	27,100	
地方事務費	116,700	
横断道路整備費	199,200	※国庫補助対象となるか調整中
総事業費	2,656,000	

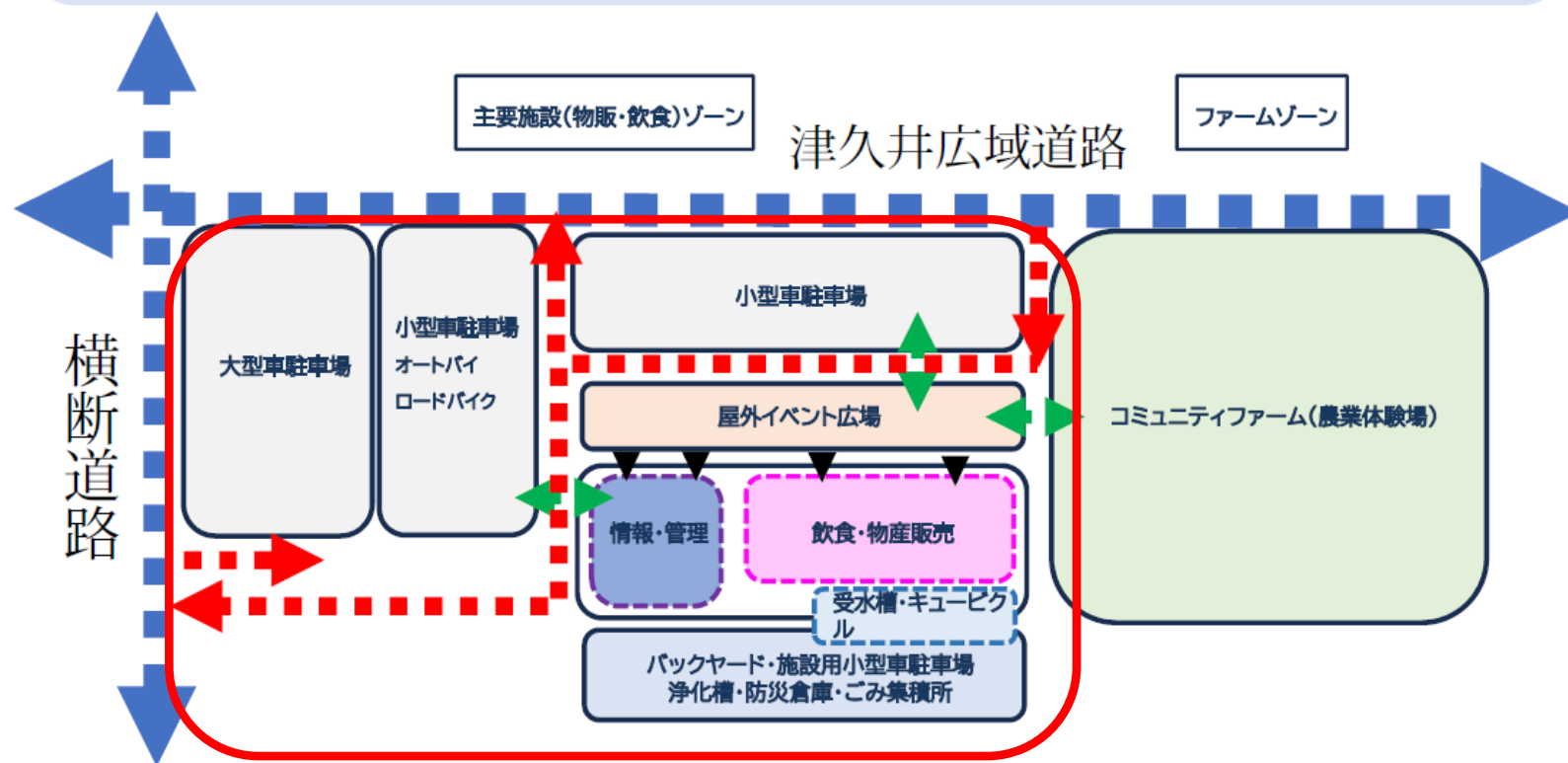
- ・ 総事業費は初案であり、各工種の精査により変動する。
- ・ 社会情勢（人件費増・物価高騰等）を考慮し、5年後の工事費について30%割り増して計上（横断道路については、工事時期が早いため20%割り増し）。

1. 事業の取組状況について (5) 非農用地区域の検討

イメージ図

ゾーニング及び動線計画

- ・計画対象区域(非農用地区域)の西側に「農家レストラン」や「農産物直売所」等の計画施設を東側に体験農業のできる{コミュニティファーム}配置する。
- ・トイレ・情報・管理施設は大型車駐車場に近い西側に配置、コア施設となる物産販売・飲食施設は、コミュニティファームに接する中央に配置する。
- ・中央施設の前面には屋外イベント広場を設け、利用者の多様なニーズにこたえる空間構成とする。
- ・サービスヤード及び施設バックヤードは、敷地南側に配置し、一般利用者の動線と区分することで、安全性及び効率性を確保する。



1. 事業の取組状況について (6) 令和7年度事業

① 土地改良事業計画概要書の策定業務

- ・ 営農計画の精査、農業用施設の精査、費用対効果の分析

② 用排水計画に係る水源調査

- ・ 井戸探索調査及び試掘調査の実施



ボーリング調査

③ 地権者の合意形成

- ・ 推進委員会の開催、個別ヒアリングの実施、認定農業者の意向確認

④ 土地改良区設立に向けた準備

- ・ 定款、規約、役員選任規程の作成及び地元説明 など



推進委員会の開催

⑤ 神奈川県との連携

- ・ 事業主体の協議、推進委員会等への参加、企業ニーズ調査 など

⑥ 相模原市農村環境計画の策定

- ・ 関係部局等への意見聴取、議会説明（部会）、パブリックコメントの実施

2. 県営土地改良事業について【審議事項①】

■ 事業主体と国の補助事業

- ①神奈川県が事業主体の場合 ⇒ 農業競争力強化農地整備事業
- ②相模原市が事業主体の場合 ⇒ 農地耕作条件改善事業
- ③土地改良区（権利者組織）の場合 ⇒ 農地耕作条件改善事業

【事業主体別の補助金の負担割合】 ※国のガイドラインより

事業主体	負担割合		
	国	県	地元（市・農家）
神奈川県	55.0%	27.5%	17.5%
相模原市	55.0%	14.0%	31.0%
土地改良区	55.0%	14.0%	31.0%

県営土地改良事業の理由

- 10ha以上の中山間地域の農地整備は、県営土地改良事業が一般的（金原地区30ha）
- 農家を含む地元負担が他の事業主体よりも格段に低いこと
- 県は三浦市等の県内で多くの事業を実施しており、ノウハウや経験職員を有している
- 農家（地権者）からは、負担軽減、県のノウハウを活用による工事期間の短縮等の理由から県営土地改良事業を望む意見が多い

2. 県営土地改良事業の実施について【審議事項①】

令和7年1月10日（金）、市から県に対し、金原地区土地改良事業について、県の協力を求める要望書を提出。



【神奈川県への対応】

令和7年度より、事業計画書の策定準備及び進出企業のニーズ調査を実施するため、県央地域県政総合センターに専属職員を配置



【審議事項①】

金原地区土地改良事業の事業主体を地権者等の意向を踏まえて県営土地改良事業で県と協議を進めること

3. 事業費の市負担分の考え方について【審議事項②】

県営土地改良事業の地元分（市と地権者）負担割合

○県営土地改良の場合は、国・県補助金を除く地元分を負担（市と地権者で17.5%）

○市は「補助金交付規則」に基づき、予算の範囲内で補助（負担）することが可能

例【国のガイドライン】：国55%、県27.5%、市10%、地権者7.5%



【参考】

単位：千円

事業費25億円の場合	国	県	市	地権者	備考
例【国のガイドライン】	1,375,000	687,500	250,000	187,500	市 10.0% 地権者 7.5%

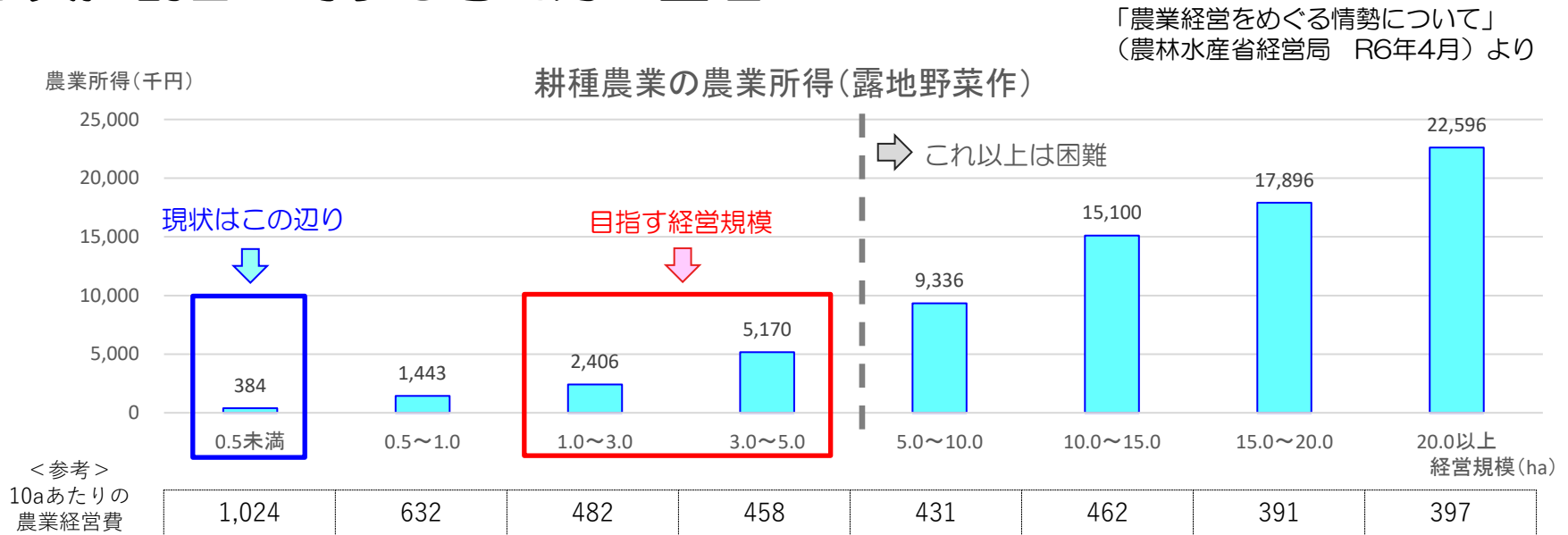
【前提】 県施行に向けて、令和7年度に個別ヒアリングを実施し事業概要の説明と併せて、負担金の目安を示し仮同意書の徴取を行う必要がある（地権者負担を求めることとする）

【審議事項②】 金原地区土地改良事業の本市負担分は、地域特性（7割が65歳以上、売却・賃貸希望が多い）を考慮すると、市負担分〇.〇%（地権者負担分〇.〇%）で進めていく

※事業成立のため、個別ヒアリングを進める中で随時調整を行っていく

3. 事業費の市負担分の考え方について【審議事項②】

○負担割合に対する考え方の整理



農地の集約を図り、効率的な営農による農業所得の増加を目指しているが、事業規模から集約化による所得の増加にも限界があることから、負担割合についてガイドラインより低く抑える必要があると考える。

【参考：全国の土地改良事業の事業規模】

<北海道>	北海道A地区	2,318ha	北海道B地区	370ha	北海道C地区	825ha
<東北・北陸>	富山県D地区	7,477ha	宮城県E地区	483ha	新潟県F地区	102ha
<中国・九州>	山口県G地区	145ha	熊本県H地区	106ha		

3. 事業費の市負担分の考え方について【審議事項②】

○負担割合に対する考え方の整理

以上を踏まえ、負担割合の考え方について、次のとおり整理する。

- (1) 農地を整備し、営農しやすい環境を整える事業であり、地権者にとって利益を享受できる事業であることから、一定の地権者負担を求めていく。
- (2) 金原地区に係る以下の地域特性を考慮する。
 - ① 地権者の7割以上が65歳以上の高齢者
 - ② 自身で営農（＝農業を経営すること）をしていない地権者が多い。（賃料収入が主）
 - ③ 将来の土地利用について、売却や賃貸を希望する地権者が多い。
 - ④ 地権者からは、「年金暮らしで高額な負担金は払えない。」または「負担金を免除してほしい。」といった意見をいただいている。

⇒ 以上により、主な収入源は年金であり、土地改良事業により享受できる利益は賃料収入となる地権者が多くを占めると考えられる。
- (3) 賃料収入の相場や年金収入額、年齢構成等を考慮するとともに、土地改良事業における費用対効果の評価期間が工事期間＋40年であることなどを考慮し、平均的な賃料で負担金の回収までに要する期間が40年を超えないように設定する。



ヒアリング開始時の地権者負担割合の設定は、0.0%が妥当と判断する。

4. 令和8年度の事業予定について

【令和8年度の実施事業（予定）】

事業費 約86,000千円（うち一般財源 約48,500千円）

（1）事業計画策定に係る市負担金（市負担分1/4）

※令和8年度より県が策定する「事業計画書」について、市負担金を支出する。

（2）換地計画の事前調整（国庫1/2）

（3）事業区域の外周測量費（県費1/2）

（4）土地改良事業推進支援（市単）

※地元推進委員会の運営支援、土地改良区の設立準備、非農用地区域の活用検討などを行う。

【参考：予定事業の概算見積】

項 目	事業費	特財	一財	備 考
事業計画策定に係る市負担金	5,000		5,000	20,000×1/4 ※県事業
換地計画事前調整	6,000	3,000	3,000	
事業区域外周測量	69,000	34,500	34,500	
土地改良事業推進支援	6,000		6,000	
合 計	86,000	37,500	48,500	

○開催日 : 令和7年7月10日
○開催場所: 会議室棟 第2会議室

○案件名: 金原地区土地改良事業について
○担当課: 環境経済局 農政課

○出席者 ■: 出席 □: 欠席 (代): 代理出席

(庁議構成員)

■市長公室長 ■総務局長 ■財政局長 ■政策部長 ■シビックプライド担当部長
■財政部長 ■緑区副区長 ■中央区副区長 ■南区副区長 ■政策課長
■総務法制課長 ■財政課長

(担当課)

■経済部長 ■農政課長 ■地域経済政策課総括副主幹

(1) 主な意見等

- (市長公室長) ガイドラインがあるのにもかかわらず、ガイドラインと違う負担割合とする理由を改めて伺う。
 - (経済部長) ガイドラインは、大規模な事業用地を想定したものとなっている。経営規模が大きければ大きいほど効果が大きくなるが、大規模な事業用地と比較した場合に、金原の土地は小さく、同様の効果は得られないことを鑑み設定したものである。
 - (市長公室長) ガイドラインの数字から下げるということは、その理由が求められる。農林水産省は、大規模な事業用地を想定した中でガイドラインを設置しているが、本市のような都市型農業のような場合には、〇. 〇%程度が妥当であるといったことを資料に記載すべきと考える。
 - (財政部長) インターチェンジから出てきたこの地域を都市型農業地域とするという戦略は、市の取組として位置づけがあるのか。
 - (経済部長) そのとおりである。
 - (財政部長) その位置づけを示すことにより、都市型農業として整備するのだから、大規模な事業用地を想定したガイドラインどおりではなく、〇. 〇%とするといった説明が可能になるのではないかと。
 - (経済部長) 承知した。
- (市長公室長) この地区は道の駅の候補地の一つとなっており、上部会議に諮った際に、道の駅の話題になると考えられる。並行して道の駅の検討を進めていることについて、所管する政策課と調整し、資料に追記いただきたい。
 - (経済部長) 承知した。

(2) 結果

- 原案のとおり上部会議に付議する。
 - ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。